

(1) 「四国地震防災基本戦略」の改訂の内容

四国地震防災基本戦略
～来るべき巨大地震に備えて～

第3回改訂版

平成30年 6月20日
四国南海トラフ地震対策戦略会議

- 3. 6 巨大災害を想定した訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3. 7 被災者の支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4. 地域全体の復興を円滑に進めるために・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 4. 1 被災者の生活再建対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 4. 2 復興に向けた地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 4. 3 地域経済の再生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

IV 基本戦略の推進に向けて

- 1. ~~実施すべき個別項目を、着実に推進するための実施体制~~.....~~34~~
 基本戦略の見直し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2. 基本戦略のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 別紙 ~~実施すべき個別項目~~.....~~35~~

- 別添 ~~基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）~~.....~~40~~
 ~~実施すべき個別項目（実施機関対応表）~~.....~~42~~
 ~~四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領~~.....~~48~~

- 参考 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）
 実施すべき個別項目
 四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領

【経緯】

- 1. 平成23年12月 2日 策定
- 2. 平成26年 3月28日 第1回改定
- 3. 平成29年 6月 1日 第2回改定
- 4. 平成30年 6月20日 第3回改定

現行（平成29年6月1日）

IV 基本戦略の推進に向けて（P 34）

基本戦略を着実に進めるには、四国全体の関係機関、団体、地域住民が基本戦略について共通の認識を持ち、情報共有し、各機関や地域社会が一体となって組織的に取り組むことが重要である。また、「南海トラフ地震対策特別措置法（平成25年11月）」、「国土強靱化基本法（平成25年12月）」が成立したことで、ますます防災・減災対策が加速するものと想定され、各機関は有機的な連携のもと、各種施策、取組を着実に実施することにより、四国における総合的な防災力の強化を図る。

なお、実効性のある基本戦略にするために、取組状況等のフォローアップを実施する。

分類方法の変更

1. 実施すべき個別項目を着実に推進するための実施体制

基本戦略に基づき、役割分担も含め整理した「実施すべき個別項目」を、下記のとおり分類する。

- (1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなどし、重点的かつ広域的な取組を実施することが必要な項目
- (2) 各機関が独自に取り組む、または、各機関で情報共有や調整を図ることで、効率的・効果的に取組を実施する項目

また、実施すべき個別項目を確実に推進し、各個別項目の連携を図ることで効率的・効果的な取組を実現するため、時系列を基本に目的や項目別のプロジェクトに分類した上でプロジェクトリーダー等の設定を行い、各個別項目毎のリーダーについてもあわせて設定する。

各機関が連携した取り組み体制の強化（リーダー、サブリーダーの削除）

(1) プロジェクトにおけるリーダー等の設置

プロジェクト毎に「プロジェクトリーダー」及び「サブリーダー」を設け、プロジェクトとしての取組の推進と連携を図る。プロジェクトリーダーは、各個別項目リーダーの調整状況等を尊重しつつ、プロジェクトとして一体的推進を図るためのとりまとめ等を実施する。

サブリーダーは、プロジェクトの中でも関連の深い各個別項目を分担して担当するなど、プロジェクトリーダーを補佐する。

また、各プロジェクトの連携を図ることにより、基本戦略のより一層の推進を図る。

(2) 個別項目におけるリーダーの設置

それぞれの実施すべき個別項目ごとに「個別項目リーダー」を設け、個別項目の推進を図る。

なお、プロジェクト、実施すべき個別項目の分類並びに、プロジェクトのリーダー等については、別添として巻末に示している。

2. フォローアップ

本基本戦略は、法改正や中央防災会議等の提言等にあわせて必要な見直しを行うこととする。また、各プロジェクトや実施すべき個別項目の取組状況等は適宜公表等を実施する。

改訂案（平成30年6月20日）

IV 基本戦略の推進に向けて（P 34）

基本戦略を着実に進めるには、四国全体の関係機関、団体、地域住民が基本戦略について共通の認識を持ち、情報共有し、各機関や地域社会が一体となって組織的に取り組むことが重要である。また、「南海トラフ地震対策特別措置法（平成25年11月）」、「国土強靱化基本法（平成25年12月）」が成立したことで、ますます防災・減災対策が加速するものと想定され、各機関は有機的な連携のもと、各種施策、取組を着実に実施することにより、四国における総合的な防災力の強化を図る。

なお、実効性のある基本戦略にするために、取組状況等のフォローアップを実施する。

1. 基本戦略の見直し等

本基本戦略は、法改正や中央防災会議等の提言等にあわせて必要な見直しを行うこととする。~~また、各プロジェクトや実施すべき個別項目の取組状況等は適宜公表等を実施する。~~

2. 基本戦略のフォローアップ

基本戦略に基づき、『連携強化のために一体的に取り組む』、『達成水準を設定して達成水準を評価する』、『他機関の好事例を参考に追従していく』ことにより着実に推進するため、下記のとおり分類する。

タイプⅠ：計画の影響が広範となり多くの主体者が関係する応急対応（各種啓開・物資輸送・燃料調達等）に関する項目

タイプⅡ：数値的な目標が明確な施設等の耐震化等、単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目

タイプⅢ：各機関が共通で使用できる地図、情報図の整備等の単一的な取り組みにより進捗が図られ、その達成水準の管理が行えないが、取り組みの好事例となっている項目

『四国南海トラフ地震対策戦略会議』において、上記タイプⅠ～Ⅲに分類された項目に対して、アンケート調査、情報提供依頼により各機関の取り組み状況を取りまとめ、各構成員の認識・共有により、基本戦略の推進を図る。

また、会議資料は、適宜公表等を実施する。

四国地震防災基本戦略 第3回改訂について

現行（平成29年6月1日）

別添 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）（P40）

【基本方針】

- 被害を最小限にするには、特に初動対応、応急対策などの事前準備を重点的に取り組む必要があることから、下記のとおり分類して実施するものとする。
- (1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなど重点的かつ広域的に取組を実施する項目
- (2) 各機関が独自、あるいは各機関で情報共有や調整を図りながら、効率的・効果的に取組を実施する項目
- 基本戦略の目的や項目別に、A～Jの10個のプロジェクトを設置
- 実施すべき個別項目の分類については、別紙資料のとおり

なお、詳細な実施内容の検討段階で構成員の変更等が必要となった場合においては、基本方針並びに実施機関対応表を適宜、見直し・調整を行いながら進めるものとする。

	プロジェクトチーム	プロジェクト名	リーダー ※事務局（総括）	サブリーダー		構成員	実施すべき個別項目		
							(1) 関係機関が一体となつて、重点的かつ広域的な取組が必要なもの	(2) 各機関が独自又は調整しながら取組を進め、進捗状況の把握を行うもの	(1) + (2)
発災前	A	被害想定の見直し	四国地方整備局	各県	四国市長会	別紙のとおり	3	1	4
	B	被害の最小化（ハード系）	四国地方整備局	中国四国農政局	各県		35		35
	C	被害の最小化（ソフト系）	四国地方整備局	高松地方気象台	各県		12	42	54
発災直後 （初動対応・応急対策）	D	広域防災拠点・広域防災体制等	四国地方整備局	四国管区警察局	四国厚生支局		12	8	20
	E	被害状況把握・復旧オペレーション計画等	四国地方整備局	海上保安庁	四国管区警察局		18	12	30
	F	救援・救護、救出活動体制の確立等	四国厚生支局	四国管区警察局	四国地方整備局		15	10	25
				四国運輸局	各県				
	(E)	(長期浸水処理及び災害廃棄物対策)	四国地方整備局	中国四国地方環境事務所	各県		4		4
	(C)	(巨大災害を想定した訓練)	四国地方整備局	四国管区警察局	各県		5	6	11
発災後	G	被災者の支援	四国厚生支局	四国財務局	各県		1	17	18
発災後（復興）	H	生活再建	四国財務局	各県	四国市長会		3	3	
	I	地域づくり	四国地方整備局	各県	四国市長会		2	2	
	J	地域経済再生	四国経済産業局	四国運輸局	各県		2	2	
※網掛け：重点的・広域的に進めるPT（実施項目は別紙）							70	138	208

各機関が連携した取組体制の強化
(リーダー、サブリーダーの削除)

個別項目の分類方法の変更

改訂案（平成30年6月20日）

別添参考 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）

【基本方針】

- ~~被害を最小限にするには、特に初動対応、応急対策などの事前準備を重点的に取り組む必要があることから、下記のとおり分類して実施するものとする。~~
- ~~(1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなど重点的かつ広域的に取組を実施する項目~~
- ~~(2) 各機関が独自、あるいは各機関で情報共有や調整を図りながら、効率的・効果的に取組を実施する項目~~
- 基本戦略の目的や項目別に、A～Jの10個のプロジェクトを設置
- 実施すべき個別項目の分類については、別紙資料のとおり

~~なお、詳細な実施内容の検討段階で構成員の変更等が必要となった場合においては、基本方針並びに実施機関対応表を適宜、見直し・調整を行いながら進めるものとする。~~

	プロジェクトチーム	プロジェクト名	実施すべき個別項目			合計
			計画の影響が広範となり多くの主体者が関係する応急対応（各種啓開・物資輸送・燃料調達等）に関する項目（タイプⅠ）	数値的な目標が明確な施設等の耐震化等、単一的な取組で達成水準管理が行える項目（タイプⅡ）	各機関が共通で使用できる地図、情報図の整備等の単一的な取組により進捗が図られ、その達成水準の管理が行えないが、取組の好事例となっている項目（タイプⅢ）	
発災前	A	被害想定の見直し		1	3	4
	B	被害の最小化（ハード系）		12	23	35
	C	被害の最小化（ソフト系）	1	13	40	54
発災直後 （初動対応・応急対策）	D	広域防災拠点・広域防災体制等	1	5	14	20
	E	被害状況把握・復旧オペレーション計画等	4	1	25	30
	F	救援・救護、救出活動体制の確立等	2	2	21	25
	(E)	(長期浸水処理及び災害廃棄物対策)	2		2	4
	(C)	(巨大災害を想定した訓練)		1	11	12
発災後	G	被災者の支援			17	17
発災後（復興）	H	生活再建			3	3
	I	地域づくり			2	2
	J	地域経済再生			2	2
※網掛け：重点的・広域的に進めるPT（実施項目は別紙）			10	35	163	208

四国地震防災基本戦略 第3回改訂について

現行（平成29年6月1日）

【プロジェクトリーダー、サブリーダーの役割】（P41）

- ・プロジェクトリーダーは、各個別項目リーダーの調整状況等を尊重しつつ、プロジェクトとして一体的推進を図るためのとりまとめ等を実施する。
- ・サブリーダーは、プロジェクトの中でも関連の深い各個別項目を分担して担当するなど、プロジェクトリーダーを補佐する。
- ・個々の実施すべき項目については、（●、▲）印の機関が主務として対応し、プロジェクトリーダー、サブリーダーは、各プロジェクトのとりまとめ等を担当する。

【各プロジェクトチームの連携】

- ・各プロジェクトチーム間の連携を図るため、各チームの取組状況等について、チーム構成員間の情報共有を図る。

【フォローアップ体制】

- ・基本戦略の見直し、フォローアップ等については、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」にて実施
- ・フォローアップの実施時期
基本 年1回以上実施

【公表（記者発表）】

- ・重要項目については、その都度公表（各機関において実施）
- ・その他については、全体の概要として定期的（1年程度毎）に公表（事務局において実施）

改訂案（平成30年6月20日）

戦略会議本文に整理掲載のため削除

